

## 論文

## スウェーデンにおける移民統合政策の起点

— 1960年代末から70年代中期の整備過程と背景要因 —

清水 由 賀\*

## 1 「同質な民族・文化の国」から「最も移民統合に適した国」へ

## 1-1 問題意識と目的

世界全体での国際移民は、2013年で2億3,150万人、世界総人口の約3.3% [UN 2013: 2]、EU内では、2012年末、EU27ヶ国で外国籍者は総人口の4.1%、外国生まれは6.7%に上った [Eurostat 2015]。OECD加盟国に限れば、平均で総人口の10%が外国生まれであり、さらに5%は少なくとも親の1人が外国生まれとなっている [OECD 2014: 9]。移民の増加とその社会的統合は、先進諸国、なかでもヨーロッパにおいて、最も重要な政策課題の一つになっている。スウェーデンにおいては2015年現在、外国生まれは総人口の16.5% [SCB 2015-02-10]、外国のバックグラウンドをもつ者を含めると約21.5%にのぼる [SCB 2015-03-09]。スウェーデンでも移民の統合は最重要課題の一つである。

EUがスポンサーとなり、移民政策グループ (Migration Policy Group) など<sup>(1)</sup> が2005年から数年おきに、「移民統合政策指標：MIPEX」を作成し、ヨーロッパ・北アメリカなどの数十カ

国を移民統合政策の観点で評価、ランキングしている。そこでスウェーデンは、2007年の第2回、2011年第3回、そして最新の2015年第4回と、3回連続で総合第1位にランク付けられた。第3回では労働市場、家族再結合、教育、政治参加、長期的居住、国籍取得、反差別の7分野について31ヶ国を評価、第4回ではさらに健康という分野も加え、8分野について計38ヶ国を評価した。スウェーデンは第3回、第4回とも、総合、労働市場、教育分野で1位とされた [MIPEX 2005, 2007, 2011, 2015]。

また、外国のバックグラウンドをもつ大臣も過去に複数誕生している。早くには1988年ラトビア出身のL. フライヴァルズ (Laila Freivalds) が法務大臣となり、現内閣では、少なくとも4人が外国のバックグラウンドを持つ。なかでもボスニア難民の子どもとして5歳の時にスウェーデンにやってきたアイダ・ハドジアリク (Aida Hadzialic) 教育・研究大臣は好例である [Levy, Studieguiden med *Sydsvenskan* 2015-03-29]。スウェーデンの移民統合政策は国際比較で比較的高く評価されているとともに、実際に移民のバックグラウンドをもつ者の政治過程への参加も進んでいると言って良いだろう。

---

\* 早稲田大学大学院社会科学研究科 2014年度博士後期課程満期退学

しかし、かつてスウェーデンはヨーロッパのなかでも特に同質な民族・文化構成の国であった。先住のマイノリティは、サーミ人が1万人、スウェーデン北部に住むフィンランド人（トルネダル・フィン人）が3万人、そして1780年に入国が許可された際に移入したわずかなユダヤ人のみであった [SOU 1974: 23; Hammar 1985: 22]。また、外国人排斥やレイシズムの風潮も少なからずあった。1927年に制定された外国人法は、スウェーデン人労働者の保護に対する要求とあからさまなレイシズムの混合の結果であるとスウェーデンを代表する歴史家、ヘルマン・リンドクヴィストは述べており、自由党政権メンバーだったエクマン (Ekman) の議会におけるつぎのような発言を引用している [Lindqvist 2000: 392]。「わが国の国民は非常に均質であるという点に価値があり、純血の民族を過大評価しすぎることではない。したがって人びとの流入を制限することは非常に重要であり、我々の国民と混ざり合うことは利益にならない」。なかでもユダヤ人の流入を阻止しようとし、実際、外国人法が1937年に改正された際もユダヤ難民には門戸を閉じていた [Byström & Frohnert 2013: 17]。

第二次世界大戦中から難民、戦後には労働移民を受け入れるようになり、さらに移民統合へと舵をきったのは、1960年代末から70年代である。なぜ20世紀初頭まではヨーロッパでも特に同質な民族・文化構成であった国が、21世紀初頭には最も移民統合に適した国であると評価されるようになったのか。本稿では、移民統合政策の起点となった時期に焦点を絞り、その整備過程を整理し、さらにその時期に移民統合政策が始められた理由を考察する。

2015年夏、反移民政党であるスウェーデン民主党 (Sverigedemokraterna: SD) が、世論調査で二大政党の社民党・穏健党を超えるまでに支持を拡大したことは、衝撃をもって報じられた [Wallroth, *Metro* 2015-08-20]。また、スウェーデン生まれの人びとの失業率が6.1%である一方、外国生まれの人びとの失業率は16.1% [Riksrevisionen 2015: 29] と、OECD諸国のなかでも国内生まれと外国生まれの人びとの失業率の差が大きい [Riksrevisionen 2015: 40] など、課題は多くある。それでも、スウェーデンにおける移民統合政策を分析することに意義があるのは、国境を越えた人の移動が拡大することに伴い生じる課題に、積極的に対応しようとしてきた歴史があり、また現在でも同様だからである。スウェーデンが移民の社会的統合へと舵を切った時代の制度整備過程とそれを押し進めた要因を分析することは、今後グローバリゼーションがさらに深化し、人の移動の拡大、国内住民の多様化を経験することになる国ぐにとっても参考になる部分があるだろう。

## 1-2 先行研究と研究の方法

最も初期からスウェーデンの移民政策を研究してきたのはトーマス・ハンマー (Tomas Hammar) である。ハンマー [1985] は移民受け入れ政策と統合政策を分けて両者の関係を示し、さらに移民統合政策に関しては直接的政策と間接的政策があるとした点で分析枠組みを提供した。福祉国家との関係に着目してスウェーデンの移民統合政策、特に多文化主義に関する研究を近年精力的に行っているのはカリン・ボレビ (Karin Borevi) であり、2002年の学位論文出版以降、代表的な著作には「スウェーデ

ン：多文化主義のフラグシップ」[in Brochmann & Hagelund (eds.) 2012] などがある。ボレビはスウェーデンの多文化主義は普遍主義型福祉国家の統合の論理と強く結び付けられている点に特徴があるとする [2012; 2013]。カール・ダールストレム (Carl Dahlström) は移民統合政策のレトリックと実践とを分け、時代の変遷に伴ってレトリックは変化しても実践は基本的には変化していないことを論証した点で有益である [2003; 2004]。また、ルンド&オールソン (Lundh & Ohlsson) [1999] は主に労働移民・難民と労働市場の関わりを詳細に論述した最初の研究である。それを踏まえ、イエスベル・ヨハンソン (Jesper Johansson) [2013] は独自に労働組合全国組織 (LO) の報告書や議事録、公的発言、機関紙などを分析してLOの移民統合に関する見解を批判した。マツ・ヴィックストレム (Mats Wickström) [2013] は1960年代中期から1970年代中期にかけて、スウェーデン移民政策において使用される政治的概念が適応から統合へと転換した議論の経緯について描写している。

これらの先行研究ではスウェーデン移民統合政策を形成した重要な法令・政策の始まりが1960年代末から70年代中期であることは、共通見解になっている。しかし、なぜこの時期に移民統合政策が整備されたかという背景要因については、各研究者が用いる変数は異なるとともに、論述も限られている。本研究では、ルンド&オールソン [1999] やイエスベル・ヨハンソン [2013] などの分析した労働組合の影響、ヴィックストレム [2013] が詳細に描き、ボレビ [2012; 2013] が福祉国家との関係で論述した移民自身の影響力、さらにバルメのリーダー

シップという変数も加え<sup>(2)</sup>、包括的な視点で背景要因を分析した。歴史的分析を中心として論述するとともに、政治システム論の観点から考察を行った。

本研究はスウェーデン移民政策を構成する受け入れ政策、統合政策、対外援助政策の三分野のうち、清水 [2015] で行った受け入れ政策研究につづく研究である。ただし清水 [2015] で区分した移民受け入れの5つの時期は移民統合政策の生成・整備時期とは重ならず、本稿で扱う60-70年代は第3期労働移民移入期の末頃から第4期政治難民移入期の初め頃にあたる。

また、先行研究では「移民統合政策」や「移民」を表す用語の変遷について、明確には整理されていない。「外国人」から「移民」への変化については多くの研究が触れているが、「移民統合政策」を表す用語は「移民」を表す用語の変遷とともに変化してきており、2015年最新の動向も含めて整理する必要があるだろう。

### 1-3 「移民」「移民統合政策」を表す用語の変遷

本稿における「移民」には、「外国籍の者」、「外国生まれの者」、「外国のバックグラウンドをもつ者」、「庇護申請者」、「難民」を含んでいる<sup>(3)</sup>。住民登録をしていないEU域内移動者は本稿における「移民」には含めない<sup>(4)</sup>。また、「移民統合政策」という用語は整備開始当初から使用されていたわけではなく、2015年現在では使用が控えられ始めている [Rezai 2015-08-22]<sup>(5)</sup> という点ですべての時代に当てはまる用語ではないが、本稿では時代ごとに異なる用語を統一するものとして、「移民統合政策」を暫定的に使用する。

「移民」・「移民統合政策」を表す用語は時代とともにつぎのように変遷してきた。

- ① 「外国人 utlänning」：
  - 「外国人政策 utlänningspolitik」
- ② 「移民 invandrare」：
  - 「移民政策 invandrapolitik」
  - 「統合政策 integrationspolitik」
- ③ 「新規移民 nyanlända (invandrare)」
  - 「新規移民の社会参入支援 nyanländas etablering」

① 「外国人 utlänning」：1960年代末まで使用されていた用語である。この頃までは「移民」はあまり使われていなかった<sup>6)</sup>。しかし、60年代には「外国人」は否定的な意味合いを持つようになり、代わりに「移民」が使われるようになった [Hammar 1985: 19]。それに伴い「外国人政策」も「移民政策」へと代わっていった。1969年「外国人庁」は「移民庁」へと改称した。

② 「移民 invandrare」：「外国人」に代わって使われるようになった「移民」であったが、社会状況の変化とともに再定義が必要となった。親が外国生まれであっても本人はスウェーデン生まれであり、スウェーデンにアイデンティティをもつ子どもたちが増加したためである [Kulturdepartementet (以下KD) 2000: 22-23; 清水 2015: 50-51]。そこで、公的機関では外国籍者／外国生まれの者／外国のバックグラウンドをもつ者を分けて、自身でスウェーデンにやってきた外国籍者と外国生まれの者だけを「移民」と呼ぶこととした。「移民」が使用されるようになってからしばらくは、移民を対象とす

る政策も「移民政策」と呼ばれていた。しかし、後述する1975年ガイドラインで多文化主義政策が採用された後、「特定のマイノリティ政策とスウェーデン社会における移民の選択の自由に関して、時には非常に広範囲に及ぶ、解釈と期待」が広がり、1986年には新たな政策を打ち出して方針転換を図った [KD 2000: 16]。つまり、多文化主義が見直されることとなった。その流れを受けて、1997年ガイドラインでは「移民政策から統合政策へ」と強調されたように、「統合政策」が使われるようになった。1998年、「移民庁」の他に、「統合庁」も設立された。

③ 「新規移民 nyanlända (invandrare)」：しかし現在、「統合政策」という用語も政府は使用を控えようとしている [Rezai 2015-08-22]。特に支援が必要な人びとを「新規移民」として、スウェーデンにやってきて間もない人びとのみを対象とした事業に力を入れ、「新規移民の社会参入支援」などを用いることが増えている。

以上の用語の変遷から、移民を指す用語は時代を経るごとに細分化されてきたといえる。つまり、スウェーデンに移住した当人の滞在期間が長期化したり、スウェーデンで生まれた移住者の次世代が増加するにつれて、外国人もしくは「移民」と呼ぶにはふさわしくない人びとについては出来るだけ「移民」概念から外し、「移民」に含まれなくなった人びとについては、「スウェーデン人のなかでの差別・レイシズムの問題」として捉えられるようになっていると考えられる。本稿で扱うのは整備開始期であるため、①から②への移行期にあたるが、2015年現在のヨーロッパにおける議論で最も一般的である「移民統合政策」を、時代ごとに異なる用語を統一するものとして用いる。

## 2 1960—70年代の整備過程<sup>(7)</sup>

### 2-1 1960年代：平等原則の採用

「スウェーデンは外国人労働者を受け入れていたが、彼らに家族があり、さまざまな文化背景があることを考慮していなかった。約20年間にわたって、多くの移民を受け入れながら、移民の社会的統合のための政策を持っていなかった」[SIV 1983: 37]。これは、1969年から2000年に至るまで、約30年間にわたって入国管理と移民統合政策の双方を担っていた移民庁による、移民のためのスウェーデン社会解説書での説明である。

変化が起きるのは、1960年代中頃からである。60年代中頃から、移民のスウェーデン社会への「適応 *anpassning*」<sup>(8)</sup>に関する議論が起っていた。1966年には最初の移民に関する作業部会 (*Arbetsgrupp för invandrarfrågor*) が、移民が直面する社会的・文化的問題やその他の問題を調査し、彼らがスウェーデン社会に適應するための施策を考えることを目的に設置された[SOU 1971: 51, s. 398]。1967年には、外国人法の見直しを目的に設置された外国人問題に関する調査委員会 (*Utlänningsutredningen*) が報告書を提出し、それに基づき1968年、最初の移民政策に関するガイドライン (「外国人政策に関するガイドライン」(Prop. 1968: 142. *Angående riktlinjer för utlänningspolitiken*) が採択された。そこでは入国制限を行うこと、在住者に関しては平等を原則とすることが規定された。入国制限を行う理由として政府が示したのは、スウェーデン人と同じ生活水準を移民にも提供できるだけの国家資源が必要である、というものであった [KD 2000: 14-15]。しかし、本ガイ

ドラインは、移民それぞれの文化的背景を無視した同化を前提にした内容だと強い批判を受け、同年、新たな移民に関する調査・研究委員会 (*Invandrarutredning: IU*) が設置され、再度調査が開始される。1960年代中期より移民独自の文化背景の保持を支援すべきという意見が始め、移民統合政策のあり方については議論が巻き起こっていた [Dahlström 2004; Wickström 2013]。そして、世論は次第に多文化主義へと傾きつつあった中にありながら68年ガイドラインが成立したが、すでに時宜に適ったものではなくなっていた。とはいえ平等原則を採用し、移民 (当時は在住外国人) に対する政策を打ち出した点では、1968年ガイドラインは大きな意義があったと言えるだろう。実際、次の1975年ガイドラインには平等原則が引き継がれた。

外国人問題に関する調査委員会の1967年報告書はまた移民問題を担当する恒久的な組織の設立も提案しており [SOU 1974: 69, s. 48]、1969年7月1日には、移民に関連する業務を包括的に担う政府機関である移民庁 (*Statens Invandrarverk: SIV*) が創設された。これは1944年に創設された外国人庁 (*Utlänningskommission*) から改称したものであるが、入国管理と統合政策の双方を扱うという点でも、機関名称が「外国人」から「移民」へと変わった点でも重要な転換であった。また、最初の移民庁長官を務めたシェル・エーベリ (*Kjell Öberg*) を筆頭として、移民庁は移民統合政策を進める積極的推進力ともなった。例えば外国籍住民への選挙権付与を最初に主張したのは、彼であった [Hammar 1985: 45]。

## 2-2 1970年代：多文化主義の採用

1968年ガイドラインに対する批判を受けて設置された前述の移民に関する調査・研究委員会は、三度にわたり報告書を提出する。1971年に成人移民の教育に関する中間報告書、1972年に通訳・翻訳家の育成に関する中間報告書、そして1974年に最終報告書「移民に関する調査報告書3-移民とマイノリティ」を提出する。この最終報告書に基づき翌年、新たな移民政策に関するガイドラインである「移民及びマイノリティ政策に関するガイドライン」(Prop. 1975: 26. *Om riktlinjer för invandrar- och minoritetspolitiken*)が全会一致で採択された。本ガイドラインは、スウェーデン移民統合政策において画期的なものであり、多文化主義の採用として最も多く言及される。そして、そこで定められた方針は三つの原則(目標)に要約される。平等、選択の自由、協同の原則である。1974年に提出された最終報告書では三原則をつぎのように説明している [SOU 1974: 69]。

平等原則とは、移民に対してその他の国民と同等の生活水準を提供するよう、継続的に努力することを意味する。

選択の自由原則は、民族的・言語的なマイノリティが、彼らがもともと保持する文化的アイデンティティとスウェーデンの文化的アイデンティティを選択することを可能にするための施策を政府がとることを意味している。母国文化の保持のための施策によって、それぞれの移民と彼らの子どもがスウェーデンに残るかそれとも母国に帰るかを選択することを容易にする。

協同原則は、異なる民族・マイノリティ集

団とネイティブ国民が互いに利益を得ることができるよう協力し合うことを意味する。これには、それぞれのマイノリティ集団が社会を発展させる対等なパートナーと認識されることが前提となる。それはつまり、彼らが彼ら自身の団体を組織するための手段を提供されることを意味する。協同原則はまた、移民がスウェーデンの社会問題に取り組むため、スウェーデン政治や組合活動への積極的参加を容易にすることを意味している。[SOU 1974: 69]

この三原則をもとに、1975年ガイドラインは、移民の政策決定への影響力拡大、移民やマイノリティ団体・宗教団体・移民をサポートするスウェーデン人団体への補助金、移民に対する情報提供活動、移民に関する国民全般に対する情報提供活動の拡大、移民庁の財源・人員拡大、コミュニオンへの移民施策のための補助金、翻訳者・通訳者の資格化、などの具体的な施策を打ち出した [Prop. 1975: 26, ss.1-2]。

さらに1976年には、基本法にも多文化主義の考えが取り入れられて改正され、「民族的・言語的・宗教的少数者が自己の文化的・社会的生活を維持し発展させる権利は、統治法に従って擁護・促進されなければならない」とされた [Widgren 1982: 89]。

## 2-3 移民統合政策の具体的な事業

移民統合政策は間接的政策と直接的政策の二種類がある [Hammar 1985]。移民に限らず一般市民を広く対象とする住宅政策、労働市場政策、福祉政策などが間接的政策であり、これについてはスウェーデン人との平等が追求された<sup>(9)</sup>。

移民のみを対象とする母国語教育、移民団体・外国語書籍や新聞・移民活動への支援、移民向けの情報提供活動、移民サービス局、通訳サービスなどは直接的政策にあたり、三原則すべてを追求するための手段とも言える。ここでは直接的移民統合政策のみを取り上げ、具体的な事業を概説したい。移民のための各種事業の開始年と終了年は、つぎの表の通りである。

図表1：移民統合政策の具体的事業

事業	開始年	終了年
スウェーデン語教育	1965	現存
移民向け情報提供（書籍）	1965	現存 <sup>(10)</sup>
移民向け情報提供（新聞）	1968	現存 <sup>(11)</sup>
民族団体・宗教団体への助成金	1966	現存
文化活動への助成金	1967	現存
移民向け労働市場参入支援	1967	現存
通訳サービス	1968	現存
母国語教育	1971	現存
移民向けの成人教育	1974	現存
コミュニケーション選挙の選挙権・被選挙権	1976	現存
スウェーデン語以外の言語による新聞・雑誌への助成金	1977	1986

[Dahlström 2004: 302], [Dahlström 2003: 48] を一部掲載。

注 (10), (11) は筆者が加筆。

### (1) スウェーデン語教育

二つのガイドラインが作成される以前から試験的に移民を対象とした事業が開始されていた。その最初が、1965年に始められた成人移民を対象としたスウェーデン語教育の提供である。成人移民は無料で受講することが可能になった。1966年には、義務教育課程でもスウェーデン語コースが受講可能となった。1973年には、年間最高240時間のスウェーデン語学習が保障された。スウェーデン語学習期間中の給与は、企業が負担した<sup>(12)</sup>。そして1976年に

は、現在の形の「移民のためのスウェーデン語コース Svenska för invandrare: SFI」ができ、すべての移民がスウェーデン語を無料で受講する権利が付与された [Dahlström 2004: 300]。

### (2) 母国語教育と文化保持支援

1968年には移民の母国語教育を週あたり二時間、任意で行うことがガイドラインで示されたが、実際に開始されたのは1971年だった [Widgren 1982: 62]。1977年には母国語教育改革が実施された。同年、学校において児童に母国語教育権が付与された。同年、公共図書館が外国語の書物を購入する場合には国庫から補助金が支給されることになった。続いてその他の措置として、書籍の購入やラジオ・テレビプログラム、スウェーデン語以外の言語による文学作品など、「言語的少数者」のための文化活動に対する多様な形の支援が導入された [KD 2000: 15-16]。

### (3) 移民に対する情報提供・通訳サービス

移民に対する情報提供や情報アクセスのための事業を積極的に行っている点は印象的である。

まず1965年、最初の移民のためのスウェーデン社会導入書『新たにスウェーデンにやってきた人へ *Ny i Sverige*』が複数言語で出版された。ここでは移民の基本的な権利と義務が記された [Hammar 1985: 33; Dahlström 2004: 301]。のちに同様のものを移民庁 (SIV) が発行し、その後も形を変えて現在まで続いている (図表1, 注10参照)。移民庁が発行したスウェーデン社会導入書は、スウェーデンで生活する際に関わることになる公的サービス全般について説明をしており、例えば1983年版のものは全25章、英

語版で全246ページとかなりの厚さの本になっている。

移民向けの新聞 (Invandratidningen) も1968年から国家資金で配布されることになった。公的情報やスウェーデンに関するニュースを移民に届けるものであり、1983年時点で週刊のものが7ヶ国語、月刊のものが5ヶ国語と計12ヶ国語で提供され [SIV 1983: 46]、無料で、自宅に届けられた。

さらに、1968年から公的機関における通訳サービスの使用が可能となった。これも国家資金によるものであり、利用時に料金を払う必要はない。移民庁は移民のためのスウェーデン社会解説書において、「通訳サービスと情報アクセスの権利 Rätten till tolk och information」と題して「公的機関は、スウェーデン語を解しない人も含めたすべての人が公的情報を受け取るようにする義務がある」と説明している。[SIV 1983: 45]。

#### (4) コミュン選挙への選挙権・被選挙権

「協同原則」によって促進された移民の意思決定過程への影響力拡大のための施策の最大のもは、選挙・被選挙権付与であろう。多文化主義のガイドラインが成立した75年、スウェーデンに三年以上在住する外国籍者にコミュニティ選挙の選挙権と被選挙権が付与される法律も成立した。そして1976年に移民が参加する最初の選挙が実施された。移民が参加できるようにするため、選挙に関する情報提供活動も積極的に行った。パンフレットや移民向け新聞、ラジオ、ポストカードなど、あらゆるツールで宣伝されたことが移民庁の資料 [SIV 1979a; SIV 1979b] から分かる。それでも投票率はス

ウェーデン国籍者よりも少なく、選挙権が付与された第一回のコミュニティ選挙では、全有権者の投票率が90.6%であったのに対して、移民の投票率は59.9%、第二回では全有権者の投票率89.3%であったのに対して、移民の投票率は53.4%、1982年の第3回では全有権者89.6%、移民52.2%であった [SIV 1984; SOU 1984: 58, s. 87]。

以上のように、68年ガイドラインから採用された平等原則、さらに75年ガイドラインから加えられた選択の自由原則と協同原則、そしてそれら目標を達成するための各種事業から、スウェーデンはしばしばヨーロッパの中でも特に多文化政策を採用している国であると言われる。しかしそのことに対して、ボレビ (2012) はスウェーデンにおける多文化主義は「多文化政策」と表現することさえ躊躇されると述べる [Borevi 2012: 89]。なぜならばスウェーデンにおける多文化主義は、「消極的権利」ではなく「積極的権利」を保障しようとするものであり、また、普遍主義型福祉国家の包摂の論理と強力に結びつけられているためである、と説明する。その国の一般的法律から例外項目を設けることでマイノリティの権利を保障するのではなく、包括的な福祉国家の枠組みの中で、彼らが彼らの文化を保持・発展させるための資源を獲得することを保障しようとする [Borevi 2012: 89]。

しかし、約10年後には、理念上は積極的に移民・マイノリティの文化を保障しようとする姿勢は見直されるに至った。特に、「選択の自由原則」が問題となった。「選択の自由原則はさまざまな民族集団のための特別な事業に対する期待を創り出したが、またスウェーデンらしさ

に対する脅威をも創り出した」[KD 2000: 16-17]。結局、1986年には新たなガイドラインが打ち出され、スウェーデンの多文化主義は見直された。ただし、政府が用いるレトリックや発信するメッセージは多文化主義の見直しへと転換したが、図表1からも分かるように、一つの事業以外は2000年代まで続けられており、政策は継続されたままであり [Dahlström 2004; Borevi 2014: 714]、実質は現在でもほとんど変わっていないと言って良いだろう。

### 3 1960-70年代に移民統合政策が始められた背景要因

なぜ、スウェーデンはこの時代に移民統合へと舵をきったのか。本章では1960-70年代にスウェーデン移民統合政策の枠組みを形成することになった各種制度・政策が整備された背景要因を分析したい。分析視点は、移入の歴史、労働組合の影響力、移民当事者の影響力、国際環境とパルメのリーダーシップ、の4つである。

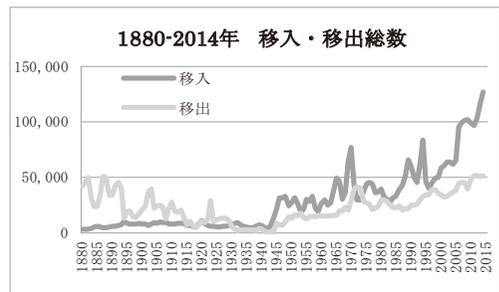
#### 3-1 移入の歴史

移民統合政策が整備される必要が出たのは、何よりもまず、新たな政策対応を必要とする住民が増加したためである。

スウェーデンは長く、「移民を送り出す国」であった。1850年から1930年の間に、150万人がスウェーデンを離れ、うち120万人が北米に移住した [Nilsson 2004: 14]。1800年代末に生まれた男性の約20%、女性の約15%がこの国を離れた [Nilsson 2004: 14]。それが、1930年に初めて移入民が移出民を超え、「移民を受け入れる国」へと転じた。その後、中立を維持し二

つの世界大戦に参加しなかったことから、隣国から難民を受け入れた。主にデンマークやノルウェー、フィンランド、エストニアなどの北欧諸国、バルト諸国からの難民を受け入れた。

そして戦後は、1947年から始まった労働力移民の受け入れが大きな転機となる。1946年に外国人労働者に関する調査委員会が設置され、翌年から受け入れが始まった。主な背景はスウェーデン産業が急速に拡大し、労働力が必要となったことであり、以前の外国人流入に対する控えめな態度は、積極的関心へと転換した [Norberg 1993: 37]。スウェーデン企業は定期的に外国で勧誘キャンペーンを行い [Norberg 1993: 37]、多く南欧諸国から労働移民を受け入れた。また1954年には北欧共通労働市場協定が結ばれ、デンマーク・ノルウェー・フィンランドからは労働許可なく入国することが可能であった。1950-60年代の移入民の95%は労働移民であった [Byström & Frohnert 2013: 227]。



図表2：1880-2014年の移入・移出総数

清水 [2015: 53] を若干修正 (もとのデータはSCB [2015])

最大の集団はフィンランド移民であり、1947年には全外国人労働者のうちの10%であったのが、1960年代中期には45%近くにのぼっていた [Lundh & Ohlsson 1994: 66-67]。1951-60年の間、60%以上が北欧諸国からの移民であっ

たが、1960年代中期には50%に減少、代わりにユーゴスラビア、ギリシャ、トルコからの移民が増加した。1966年には35%がフィンランド、12%はその他北欧諸国、22%はユーゴスラビアとギリシャとなった [Lundh & Ohlsson 1994: 66]。1968-1970年で移入民は年間38,000人から77,000人へと急増した。1947年以降の移入動向の特徴は、戦中の北欧諸国からの難民が中心であった時代とは違い、言語体系の異なる国からの移民が増加したという点である。また、30-40年代に移入した難民は主に知識人層、もしくは資本家階級であったのに対し、50-60年代は主に労働者階級に属していた [Norberg 1993: 37] という点でも異なる。彼らの多くはスウェーデンで拡大していたエンジニア産業に従事する特殊技能労働者であり、その他にはレストラン産業を中心としたサービス業 [Norberg 1993: 37]、繊維・衣服産業、林業、家政サービス業などにも従事していた [Lundh & Ohlsson: 59]。

1960年代末からは労働組合からの要求を受け、労働移民の受け入れを制限し、1972年には受け入れを停止した。1973年時には、総人口の4.9%が外国籍（39万7,000人）、帰化人口は約24万人となっていた。約40万人の外国籍住民の62%は北欧諸国、19%がヨーロッパ地中海諸国、13%がその他のヨーロッパ諸国、そして6%はヨーロッパ以外の国出身となっていた [SOU 1974: 23]。

### 3-2 労働組合全国組織の影響力

労働組合全国組織（LO）は、移民のスウェーデン人との平等な待遇を整備したことに決定的な役割を果たした。LOは、移民の受け入れに

も、統合政策にも、大きな影響力を持っていた。労働許可は、労働市場省が発行していたが、労働市場省に対してLOは当時、明確な助言を与えることができた。つまり、LOは移民政策に影響力を及ぼす重要な手段を手にしてきた [Yalcin 2013: 257]。彼らの移民受け入れに対する影響力は、1972年に受け入れ停止を決定したことによって立証されたと言われる。他国のように議会や政府で決定されたのではなく、LOが加盟組合に今後労働移民を拒否するよう通知する回覧状をまわしたことによって決定されたためである [Hammar 1991: 183-184]。

戦後、1950-60年代の労働移民の受け入れによって、北欧諸国以外の言語体系の異なる国からの移民が増加した。それに伴い、労働の現場でコミュニケーションに支障が出るようになってきた [Johansson 2013: 241]。そこでLOは非北欧移民の制限を求め、また移民がスウェーデン社会に「適応」するための施策を求めるようになった。つまり、スウェーデン語学習や外国語での情報提供などを経営者連盟SAFなどに求めるようになった [Johansson 2013: 246]。

1966年には最初の移民に関する作業部会が内務省下に設置され1968年には最初の移民政策に関するガイドラインが制定された。そこで北欧諸国以外の国からの労働者は、原則として入国前に労働許可申請をすることを必要とし、入国制限をする方針が決定された。またLOは労働移民の制限と同時に、国内に在住する外国人労働者についてはスウェーデン人と平等の待遇を原則とすることを求めた。その最大の理由は、低賃金の外国人労働者を容易に使用できることと本国労働者の地位が脅かされ、また賃金交渉が進まず古く非効率な労働環境が維

持されることを懸念したためである [Johansson 2013: 240; Borevi 2012: 37; Hammar 1991: 184]。そしてLOは外国人労働者も組合に組み込むことを戦略とした [Johansson 2013: 240; Hammar 1991: 184]。当時、組合に加入しない労働移民が増加しており、ブルーカラー労働者に関していえば90%以上の組織率を誇っていたスウェーデン労働組合は [Johansson 2013: 240]、加入率が低下することによって発言力が低下することを懸念したと考えられる。さらに、経営者団体との交渉で組合員である移民にはスウェーデン語教育、組合に関する情報やスウェーデン社会に関する情報の提供など、のちに発展することになる移民統合政策の事業を、先んじて開始した [Lundh & Ohlsson 1994: 103-107]。

### 3-3 移民当事者の影響力

労働組合が移民の国内での平等な待遇を進めるのに決定的な役割を果たした一方で、多文化主義への転換については移民当事者による影響力が大きい [Hammar 1985: 49, Wickström 2013]。第二次世界大戦中・直後期の1930-40年代の移入者やそれ以前からの少数民族集団であるフィンランド人、エストニア人、ユダヤ人、サーミ人などの民族団体や活動家が、その主体である。

1960年代中頃から1975年、移民統合政策の多文化主義の採用へと転換した経緯について、ヴィックストレム [2013: 110-139] が描いた当時の議論の流れからは、ユダヤ人活動家かつ社会学者であったシュバルツ (David Schwartz) を中心とした民族活動家の影響力が大きかったことを示している。スウェーデンで初めて同化主義的政策に疑義を呈する意見が公的な場で発

信されたのは、1964年10月21日、シュバルツがスウェーデン最大の新聞でリベラル派のダーゲンス・ニヘーテル (Dagens Nyheter) のパブリック・オピニオン欄で論考を発表した時のことであり、その後国内で議論が巻き起こった。そして結果的に1968年ガイドラインが成立した時点では世論はすでに多文化主義へと傾いており、新たな委員会の設立、75年ガイドラインへとつながるに至った。

増加する移民団体も影響力を増していた。1960年から70年代、移民団体は地方レベルでも国レベルでも創設され、全国で合計約1,000に上っていた [SIV 1983: 32]。地方の移民団体は地方の移民統合政策にも影響力を及ぼし、陳情や手紙などを通して、彼らの言語での情報提供や彼らの団体への補助金を要求した [SIV 1983: 32]。1975年ガイドラインの基礎となった1974年の政府調査報告書では、次のように述べられている。「スウェーデン語以外の言語を話し、部分的に異なるアイデンティティを持ち、それらを保持することに不安を感じている多くの移民が、スウェーデンに永住することになるだろう。このニーズはすでにいくつかの団体が設立され政府に彼らの言語的文化的アイデンティティの保持を支援するよう求める声となって表れている」 [SOU 1974: 25]。

なかでもフィンランド人は、移民のなかで最大のグループであると同時に、北欧言語とは異なる言語体系をもつ民族集団である。フィンランド政府からスウェーデンの学校でフィンランド語話者の子どもの能力をのぼし、またフィンランド語での授業を行うよう、直接的圧力があつたとも言われている [Borevi 2012: 45]。1973年には、最初のフィンランド国民高等学校

が創設されている。また、戦後難民として多く移入したエストニア人は、彼ら自身の文化を保持するために学校を設立するなどしており、移民調査委員会代表のヨナス・ヴィードグレン (Jonas Widgren) はのちに、委員会是在瑞エストニア人団体の活動に大きく影響を受けたと答えたと言われている [Borevi 2012: 45]。

移民団体は1970年代に急増し、例えば1982年時点では28にのぼる移民団体の全国組織がつくられていた [SIV 1983: 33]。これら移民団体が圧力団体・スポークスマンとなり、反対に会議などに彼らを招聘し諮問機関として情報提供を求めるようになった [SIV 1983: 33]。さらに移民向け書籍のなかで、移民庁は移民に対して積極的に政治に参加するよう呼びかけ、政党への参加やロビー活動、メディアでの主張などの各種参加方法を説明している [SIV 1983: 28-30] ことは興味深い。実際、決定的に政策に影響を及ぼす政府調査委員会にも移民当事者が委員として参加していた。1969年議会内に設置された移民に関する専門家委員会にはエストニア系のスベン・レイナンス (Sven Reinans) が1970年から、フィンランド系のスーロ・ホービネン (Sulo Huovinen) が1973年から委員として参加した [Sainsbury 2012: 217-218; SOU 1974: 35-36]。移民の選挙権に関する調査委員会にも2人の移民の背景をもつメンバー (一人はSven Reinans) が入っていた [Sainsbury 2013: 217-218]。

移民自身による自発的な発信も強まった時代ではあったが、スウェーデン政府も積極的に移民の政治参加を促していたことが影響力を強めた一因と言えるだろう。

### 3-4 国際環境とパルメのリーダーシップ

1950-60年代、スウェーデンはターグ・エランデル首相のもと、福祉国家を構築した。そのエランデル首相の右腕として育成され、後を継いだのが、ウーロフ・パルメである。彼は1965-67年通信大臣、67-69年文部大臣、そして1969-76年、1度目の首相を務めた。パルメは、まだ「同質な民族・文化の国」であることに誇りを持つ人びとが多かった時代に、国際化という来たるべき未来を見据え、スウェーデンを世界に開こうとした最初の人物である。ヴィックストレム [2013] が論じた1960年代中頃以降の統合政策に関して論争が巻き起こっていた時、紛糾する議論に風穴を開けたのは1965年クリスマス、パルメの「私たちと外国人」と題したラジオ演説だという [Wickström 2013: 120]。その演説の最後、彼はつぎのようにスウェーデン国民に呼びかけた。

これまで長く、スウェーデンは均質な民族・文化の国であった。(略) しかし今では現実とは異なる。(略) 国際化は、ただ遠くに見るものではない。国際化は私たちの日常の一部として経験するものである。スウェーデンにいる移民たちは、新たな時代の予兆である。(略) すぐそこに聞こえる未来の足音は、大きな試練と困難をも引き連れている。いま、私たちスウェーデン人は、変化した現実自らを適応させなければいけない。[Palme 1965-12-25]

リーダーは当人のパーソナリティのみで生まれるわけではなく、時代と状況によって生まれるものでもある。当時、世界各地で民族独立運動や冷戦構造下での対立で悲惨な争いが起きてい

たことがパルメのような人物を生み、スウェーデンが国際化、そして国内での移民統合へと転じた背景でもあるだろう。しかし、パルメのリーダーシップがなければ、彼が首相の時代、スウェーデン移民統合政策が勢いよく整備されることはなかったのかもしれない。

#### 4 結論

本稿では、1960年代から70年代にかけてのスウェーデンにおける移民統合政策の整備過程とその背景要因を分析した。最後に、背景要因の4つを整理し、考察を加えたい。

50-60年代中期にかけて、言語体系の異なるフィンランド・南欧諸国からの労働移民が急増した。そこでLOは移入民を制限するとともに、賃金・労働条件などについてはスウェーデン人と平等の待遇を求め、さらにスウェーデン語教育やスウェーデン社会・組合に関する情報提供など、後に引き継がれることになる事業を先んじて行った。その後、移民当事者の直接的・間接的意思決定過程への参加とパルメの国際化路線とが大きな誘引となり、平等原則を引き継ぎつつ、移民の文化的背景の保持・発展を支援する多文化主義的移民統合政策を形成した。

スウェーデンが20世紀初頭まではヨーロッパでも特に同質な民族・文化構成の国でありながら、21世紀初頭には最も移民統合に適した国であると評価されるようになったのは、政策の継続性を重視しながらも、世界・国内の社会変化に柔軟に対応してきたためであろう。それを可能にしたのは、開かれた政治過程でステークホルダーを政治的コミュニケーションに積極的に参加させ、徹底した調査・議論を行いながら事

実に合わせる形で政策や政治コンセプトを改めてきたためであると言える。労働組合の影響力和移民当事者の影響力は、公開と参加で関係するステークホルダーの意見が政治過程に取り込まれた結果と言える。また、国際環境の変化への適応を重視するリーダーシップが世論にも影響を与え、国内システム構成員そのものの社会変化に対する適応を促した。パルメのようなカリスマ性を備えた情熱的なリーダーは、スウェーデンでは珍しいと言われる。しかし、彼以降「小さな国際国家」スウェーデンの伝統は現在に至るまで続いている。彼の言ったように、来るべき「新たな時代」を正面から迎え入れたという点では、2015年現在も同様である。

ただし、本研究では2015年現在のスウェーデン移民統合に関する苦悩の原因は分析できなかった。最も評価されているとはいえ、スウェーデン生まれと比べた高失業率・職種の偏りや強まる反移民の声にどう対処するのか、現政権の最重要課題に上がるほど、深刻な問題となっている。今後の研究課題として、移民統合政策の実際の機能と現在の問題点を明らかにすることが必要である。

[投稿受理日2015.9.19/掲載決定日2016.2.1]

#### 注

- (1) 第1回はブリティッシュ・カウンシル、移民政策グループなど5団体による共催。第2回にはブリティッシュ・カウンシルとMPGが主催、ECが協賛、その他20以上の団体が協力。第3回はブリティッシュ・カウンシルとMPGが主催、EUが協賛、その他38団体が協力。第4回はMPGとバルセロナ国際問題センター（Barcelona Center for International Affairs）が主催、EUが協賛、協力団体は40となった。
- (2) 清水謙（2009）「第二次大戦後のスウェーデンの移民政策の原点と変遷」『北欧史研究』26号、

- pp.30-54では「積極的外交政策」が「寛容」な移民政策形成の重要変数として論じられているが、本稿では受け入れ政策ではなく国内での統合政策に焦点を当てているため、パルメを取り上げながらも外交政策には踏み込んでいない。
- (3) 詳しくは清水 [2015: 47-62] を参照されたい。「外国のバックグラウンドをもつ者」は正式には「移民」に入れるのは適切ではないが、本稿で扱う移民統合政策は、統計上では「移民」に入らなくとも移民のルーツをもつ人びとを対象とするものを含むため、本稿では含めることとする。
- (4) 近年では「物乞い」のためにスウェーデンに移民する人びと (tiggare) が増加しており、反移民政党が躍進する大きな要因の一つにもなっている。実際にはかれらは住民登録をしておらず、「移民」には入らないけれども、一般的には「移民」として見られている可能性が大きい。しかし本稿では統合政策の対象となる移民概念には当てはまらないと考え、除外する。
- (5) 2015年8月27日10:45-11:40労働省政治アドバイザー、ミリシア・レザイ (Milischia Rezaei) へのインタビューより。
- (6) 1968年議案における内務大臣の発言で「移民」が出てきており [Prop 1968: 142, s. 107]、まったく使われていないわけではなかった。しかし、毎年発行される議会年鑑概要で、1965年版には「外国人労働者 Utländsk arbetskraft」, 「外国人」の項目がある一方、「移民」はなく [Bjerlöw, Torsten och Riksdagen (1965), 1965 Års riksdag översikt, Stockholm: Norstedt, I ss.704-705, II s. 173]、1975年版には内務省の項目の中に、「移入 Invandring」があり、その中で1975年ガイドラインの概要が記されている [Lindmark, Sture och Riksdagen (1975), Riksdagens årsbok 1975, Stockholm: Riksdagens tryckeriexpedition, ss.371-376]。
- (7) 本章は清水由賀 (2016) 「スウェーデンにおける在住外国人環境」岡澤憲美・斎藤弥生編『スウェーデン・モデル：グローバリゼーションのなかの揺らぎと挑戦者』彩流社、第4章第4節を基にして大幅に加筆修正したものである。
- (8) 当時はいわゆる「適応問題」として取り上げられていた [SOU 1967: 18, ss.165-167]。
- (9) 追求されたということは、1975年時点で平等が達成されていたことを意味しない。例えば75年時点で国民年金への加入はまだ認められていなかった。また、平等とすることで、移民には不利に働くこともある。例えば住宅政策は「良くも悪くも、スウェーデン人より少ない預金か預金なしで、スウェーデン人と同じ条件」であった [Hammar 1985: 36]。
- (10) 現在の移民庁からの出版は見受けられないが、ヴェストラ・ヨータランド・レーンがヨーテボリ市と作成した『スウェーデンについて *Om Sverige*』がある (<https://www.informationsverige.se/Svenska/Samhalle/Sidor/Boken-Om-Sverige-på-flera-språk.aspx>参照, 2015-09-01 アクセス)。レーンは中央政府の出先機関の機能を果たしており、移民に対するスウェーデン社会導入書の作成と出版については、レーンに責任を移譲した可能性がある。中央官庁出版のものでは、2003年に統合庁が出した『スウェーデン：ポケットガイド *Sverige: en pocketguide*』がある。ストックホルム郊外にある多文化センター (Mångkulturellt-centrum) 図書館には移民関連書籍がそろっているが、2003年の統合庁出版以降、政府が発行する移民向けのスウェーデン導入書はないとのことであった (2015-09-01 訪問)。
- (11) 1998年まで移民庁が発行していたが、現在ではコーポラティブ団体である「自由新聞 *Fria tändning*」グループが運営している。『セサム *Sesam*』『平易なスウェーデン語新聞 *Nyhetstidning: På lätt svenska*』とタイトルを変えている。
- (12) 1986年の改革により、スウェーデ語学習時間が500時間に延びるとともに、その分の給与はコミューンが負担することになった。

#### 参考文献

- Borevi, Karin (2012) "Sweden: The flagship of multiculturalism", in Brochmann, Grete & Hagelund, Anniken (eds.) (2012), *Immigration Policy and the Scandinavian Welfare State 1945-2010*, Palgrave Macmillan., pp.25-96
- Borevi, Karin (2013) "Understanding swedish multiculturalism", in Kivisto, Peter & Wahlbeck, Östen (eds.) *Debating Multiculturalism in the Nordic Welfare State*, Palgrave macmillan, pp.140-169
- Borevi, Karin (2014) "Multiculturalism and welfare state integration: Swedish model path dependency", *Global*

- Studies in Culture and Power*, vol.21, no.6, pp.708-723
- Byström, Mikael & Frohnert, Pär (eds.) (2013) *Reaching a State of Hope: Refugee, Immigrants and the Swedish Welfare State 1930-2000*, Lund: Nordic Academic Press.
- Dahlström, Carl (2003) "Lagt kort ligger. Svensk invandrarpolitik", Pierre, Jon och Rothstein, Bo (red.) *Välfärdsstat i otakt*, Liber, ss.42-61
- Dahlström, Carl (2004) "Rhetoric, practice and the dynamics of institutional change: Immigrant policy in Sweden, 1964-2000", Nordic Political Science Association, *Scandinavian Political Studies*, Vol.27, No.3 pp.287-310
- Eurostat, "Migration and migrant population statistics" <[http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/Migration\\_and\\_migrant\\_population\\_statistics](http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/Migration_and_migrant_population_statistics)> (2015/07/05アクセス)
- Hammar, Tomas (1985) "Sweden", in Hammar, Tomas (ed.), *European Immigration Policy*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.17-49
- Hammar, Tomas (1991) "Cradle of freedom on earth': Refugee immigration in ethnic pluralism", in Jan-Erik Lane (ed.), *Understanding the Swedish Model*, FRANK CASS, pp.182-197
- Johansson, Jesper (2013) "Union solidarity in exchange for adaptation: Immigration policy in the Swedish Trade Union Confederation from the 1960s to the early 1980s", in Byström & Frohnert (eds.) pp.235-253
- Kulturdepartementet (2000) *Begreppet invandrare: användningen i myndigheters verksamhet*. (Ds 2000: 43) <<http://www.regeringen.se/contentassets/8592e456f2184550b83c4aa215e3ebba/begreppet-invandrare---anvandningen-i-myndigheters-verksamhet>> (最終アクセス2015-09-19)
- Levy, Oscar, Studieguiden med *Sydsvenskan* (2015-03-29) "Sveriges yngsta minister, Aida Hadzialic".
- Lindqvist, Herman (2000) *Historien om Sverige: Drömmar och verklighet*, Norstedts ss.391-392
- Lundh, Christer & Ohlsson, Rolf (1994) *Från arbetskraftsimport till flyktninginvandring* (andra reviderade upplagan), SNS Förlag
- MIPEX 2005 I, 2007 II, 2011 III, 2015 IV <<http://www.mipex.eu/history>> (2015-09-12アクセス)
- Nilsson, Åke (2004) "Efterkrigstidens invandring och utvandring" Statistiska centralbyrån, *Demografiska Rapporten 2004: 5*
- Norberg, Lars-Arne (1993) *Sveriges historia under 1800- och 1900-talen: Svensk samhällsutveckling 1809-1992*, Almqvist & Wiksell.
- OECD (2014) *International Migration Outlook 2014*. <<http://ekke.gr/ocd/wp-content/uploads/2014/12/SOPEMI-2014-E.pdf>> (2015-04-29アクセス)
- Palme, Olof (1965-12-25) "Vi och utlänningarna", Radio P1 18:35 <[http://www.olofpalme.org/wp-content/dokument/651225\\_vi\\_och\\_utlanningarna.pdf](http://www.olofpalme.org/wp-content/dokument/651225_vi_och_utlanningarna.pdf)> (2015-09-09アクセス)
- Proposition 1968: 142. *Angående riktlinjer för utlänningspolitiken m.m.*
- Proposition 1975: 26. *Om riktlinjer för invandrar- och minoritetspolitiken m.m.*
- Riksrevisionen (2015) *Nyanländas etablering - är statens insatser effektiva?* (RiR 2015: 17), <[https://www.riksdagen.se/sv/Dokument-Lagar/Utreddningar/Riksrevisionens-granskningsrapporter/Nyanlandas-etablering---ar-sta\\_H3B517/](https://www.riksdagen.se/sv/Dokument-Lagar/Utreddningar/Riksrevisionens-granskningsrapporter/Nyanlandas-etablering---ar-sta_H3B517/)> (2015-08-28アクセス)
- Sainsbury, Diane (2012) *Welfare States and Immigrant Rights: The Politics of Inclusion and Exclusion*, Oxford university press, pp.213-228
- SCB (2015-02-10) "Foreign-born persons in Sweden by country of birth, age and sex. Year 2000-2014" <[http://www.statistikdatabasen.scb.se/pxweb/en/ssd/START\\_\\_BE\\_\\_BE0101\\_\\_BE0101E/UtrikesFoddaR/?rid=b6f41c19-e0b4-43bd-b0ca-15227f6831cf](http://www.statistikdatabasen.scb.se/pxweb/en/ssd/START__BE__BE0101__BE0101E/UtrikesFoddaR/?rid=b6f41c19-e0b4-43bd-b0ca-15227f6831cf)> (2015-05-22アクセス)
- SCB (2015-03-09) "Number of persons with foreign or Swedish background (rough division) by region, age in ten year groups and sex. Year 2002-2014" <[http://www.statistikdatabasen.scb.se/pxweb/en/ssd/START\\_\\_BE\\_\\_BE0101\\_\\_BE0101Q/UtlSvBakgTotNK/?rid=b6f41c19-e0b4-43bd-b0ca-15227f6831cf](http://www.statistikdatabasen.scb.se/pxweb/en/ssd/START__BE__BE0101__BE0101Q/UtlSvBakgTotNK/?rid=b6f41c19-e0b4-43bd-b0ca-15227f6831cf)> (2015-05-22アクセス)
- 清水由賀 (2015) 「スウェーデンにおける難民・移民受け入れ政策：継続性に着目して」早稲田大学社会科学部研究科編『社会学研究集第26号』pp.47-62
- SIV (Statens Invandrarverk) (1983) *Sweden: a General Introduction for Immigrants*, Liber
- SIV (1979a) *ABC om kommunalvalen*
- SIV (1979b) *Rösträttprojektet 1979 - slutrapport*
- SIV (1984) *Rösträtten och Invandrarna: Några frågor efter*

1982 års val.

SOU 1967: 18, *Invandringen: Problematik och handläggning*

SOU 1971: 51, *Invandrarutredningen 1: Invandrarnas utbildningssituation*

SOU 1974: 69, *Invandrarutredningen: Invandrarna och minoriteterna*

SOU 1984: 58, *Invandrar-och minoritetspolitiken*

United Nations Department of Economic and Social Affairs/Population Division, *International Migration Report 2013*

Wallroth, Emmelie, *Metro* (2015-08-20) "Nu är SD Sveriges största parti"

Wickström, Mats (2013) "Conceptual change in postwar Sweden: The marginalization of assimilation and the introduction of integration", Kivisto & Wahlbeck (eds.), pp.110-139

Widgren, Jonas (1982) *Svensk invandrarpolitik* (andra reviderade upplagan), Liber

Yalcin, Zeki (2013) "LO and refugee immigration, 1973-82", in Byström, & Frohnert (eds.), pp.254-269